

# 矢吹原土地改良区組合員資格得喪通知書

提出日： 年 月 日

下記の土地に係る矢吹原土地改良区組合員資格の得喪通知書を提出いたします。

なお、この通知書の提出にあたって、現資格者、新資格者共に裏面の注意について熟読し、その内容を十分に理解したことを申し添えます。

-	(ふりがな) ( )
現資格者 (交代前)	氏 名 _____ (印)
	(生年月日： 明・大・昭 年 月 日) (性別： 男・女)
	住 所 _____
	(郵便番号： - ) (電話番号： - - )
-	(ふりがな) ( )
新資格者 (交代後)	氏 名 _____ (印)
	(生年月日： 明・大・昭 年 月 日) (性別： 男・女)
	住 所 _____
	(郵便番号： - ) (電話番号： - - )
賦課金納入方法： <input type="checkbox"/> 自動口座振替 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> 農協窓口	

・組合員資格得喪の対象となる土地

矢吹原土地改良区組合員名簿兼土地原簿に記載のとおり(全筆異動)

※要確認

市 町 村	大 字 ・ 字	地 番	地 目	用 途	地 積
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>

・組合員資格得喪の原因 (該当するものに○)

経営移譲・相続・売買・贈与・貸借契約・貸借契約解除・交換・その他 ( )

・組合員資格得喪の時期

年 月 日

※事務局処理欄 → 現資格者、新資格者は以下の欄の記入は不要

①現資格者 組合員資格得喪の範囲  資格の一部  資格の全部 (組合員資格喪失)

②新資格者 組合員資格  既組合員  新規組合員

③確認事項 (理解しているか) →  賦課金支払義務継承される

滞納金がある場合はその支払義務も継承される

償還積立金は組合員間で精算しなければならない

賦課調定変更が間に合わない場合組合員間で精算しなければならない

第 号	
データ修正	確 認

組合員資格得喪通知提出の際には現資格者および新資格者共に次の事項を必ず確認してください。

## 1 組合員資格得喪通知の提出

組合員資格得喪通知の提出は土地改良法の規定により現資格者および新資格者の義務となっています。この手続きがなされない場合、原則として土地改良区では組合員資格の変更はされません。

(組合員の資格得喪の通知義務)

### 土地改良法第43条

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

- 2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもつて第三者に対抗することができない。

## 2 組合員資格の変更に伴う権利義務継承

組合員資格の変更がなされた場合、新資格者はその理由の如何を問わず現資格者の土地改良区に対する権利（総代選挙の選挙権および被選挙権、土地改良区の管理する水路から取水する権利等）、および土地改良区に対する義務（賦課金を支払う義務、農地転用の際の決済手続きの義務、組合員として土地改良法、土地改良区諸規程を順守する義務等）の全てを継承しなければなりません。

なお、現資格者が土地改良区に滞納金等がある場合はその滞納金支払い義務も新資格者が継承しなければならず、これはいかなる理由をもっても回避することはできません。

(権利義務の承継及び決済)

### 土地改良法第42条

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条第二項の規定による交替によつてその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

- 2 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第三条第二項の規定による交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

## 3 賦課金等の請求

土地改良区の賦課金等は全て組合名簿と土地原簿に基づき、組合員に請求させていただくことになります。組合員以外への通知の送付や、組合員以外の名前での請求には応じることができません。

## 4 国営限戸川土地改良事業負担金

一括償還がなされていない場合は、前項の権利義務継承の規定により分割償還で新資格者に請求させていただくことになります。現資格者、新資格者いずれが負担するのか等については現資格者、新資格者の間のとり決めですので土地改良区では介入をいたしません。

## 5 国営限戸川土地改良事業償還準備積立金の精算（よく確認をしてください）

平成22年1月25日をもって同事業償還のための手続きを行いました。これにより一括償還にあてるための積立額も計算されていますので、土地改良区では組合員資格得喪に合わせた個人精算ができなくなりました。

組合員資格得喪となる現資格者と新資格者に積立金があった場合、土地の面積分の積立金は自動的に現資格者から新資格者へ移行した扱いとさせていただきます。この積立金については現資格者と新資格者の協議により個人間で精算をしていただくことになりますので充分ご注意ください。